

議案第18号

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人」を「緊急連絡先となる親族等（以下「緊急連絡人」という。）」に改め、同号ただし書中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同項第2号中「2月分」を「3月分」に改める。

第12条第5項中「の属する月」を削る。

第35条第3項中「年5パーセントの割合」を「法第32条第3項に規定する法定利率」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立高齢者住宅条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用申込みについて適用し、同日前の使用申込みについては、なお従前の例による。

（提案理由）

高齢者住宅の使用申込みに係る連帯保証人及び保証金並びに明渡請求を行う際の利息に関する規定を改める必要がある。